

平成23年 4月27日

## お知らせ

資料提供先：鳥取県政記者クラブ  
鳥取市政記者クラブ

# 千代川の刈草を無料で提供します

国土交通省 鳥取河川国道事務所では、千代川の堤防・護岸・工作物などの河川施設の変状を把握するため堤防点検を行っていますが、点検の時に、堤防の変状や異常を正確に把握することを目的として、毎年、堤防の除草を行っています。

この度、除草コストの縮減及び資源の有効活用を目的に、除草で発生する刈草を無料で提供する試みを実施することとしました。

除草の実施時期や刈草の量、また希望者数のこともありますので、刈草の引取りをご希望の方は、まず、別紙「刈草引取り申請書」をご覧になり、問い合わせ先まで連絡をお願いいたします。

## 記

- 申込方法 別添の「刈草引取り申請書」に必要事項を記入のうえ、問い合わせ窓口へ送付又は持参してください。
- 申込締切 平成23年6月17日(金)  
※申込みが多数の場合は、申込締切の前に受付を終了する場合があります。
- 提供期間 平成23年5月16日(月)～7月15日(金)

問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所

【担当】 副 所 長 いぬやま ただし 犬山 正

あさくら よしお 千代水出張所長 朝倉 嘉雄

TEL (0857) - 22 - 8435 (代表)

FAX (0857) - 29 - 1819

鳥取河川国道事務所ホームページアドレス

<http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/>

# 刈草引取り申請書

平成 年 月 日

国土交通省 鳥取河川国道事務所  
千代水出張所長 殿

申請者氏名

千代川水系の維持管理等で発生した、刈草について当方で引取りたく申請します。

引取年月日；平成 年 月 日

数量；【 刈草（ ロール ） 程度 】 ※1ロールは径60cm×80cm程度

用途；家畜の飼料・敷ワラ・堆肥・その他（ ）

申請者連絡先；住所；

TEL；

## 【注意事項】

- ・ 積込み・運搬は申請者にて行ってください。
- ・ 刈草は申請者が利用し、転売、営利目的に使用しないでください。
- ・ 引取り後の刈草は申請者の責任により適切に管理してください。
- ・ 積込・運搬時ならびに、提供後の刈草使用において発生した事故等に関して、国土交通省は一切の責任を負うことはできません。

## 【個人情報の保護】

上記申請で得た個人情報は、刈草の適正な管理のため必要とするものであり、取扱いについては個人情報保護法の趣旨に則り、適正に管理させていただきます。

## 【申請及び問い合わせ先】

〒680-0904 鳥取市晩稻(おくて)40-2  
国土交通省鳥取河川国道事務所千代水出張所  
受付：平日 9:00～17:00  
電話：0857-28-6229 FAX：0857-31-2517